

徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第八号

徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例

徳島県特別会計設置条例（昭和三十九年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県用度事業特別会計の項及び徳島県農業改良資金貸付金特別会計の項を削り、同表徳島県港湾等整備事業特別会計の項中「港湾施設使用料」を「国庫支出金、港湾施設使用料」に改め、同表徳島県給与集中管理特別会計の項から徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の項まで及び徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の項を削り、同表に次のように加える。

徳島県用度・給与集中管理特別会計	
農業改良資金、林業改善資金及び沿岸漁業改善資金の貸付事業	県需用の消耗品、備品等の規格統一及び低廉購入事業、電話料金の集中管理事業並びに自動車の集中管理事業並びに給与の集中管理事務
国庫支出金、一般会計繰入金、貸付金の償還金及び附属諸収入	他会計繰入金、用度事業収入、給与振替収入及び附属諸収入
農業改良資金貸付事業費、林業改善資金貸付事業費、沿岸漁業改善資金貸付事業費その他の諸支出	用品等の購買費、電話料金、自動車管理費、給与費その他の諸支出

附則

徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の徳島県特別会計設置条例（以下「旧条例」という。）別表の徳島県用度事業特別会計、徳島県農業改良資金貸付金特別会計、徳島県給与集中管理特別会計、徳島県林業改善資金貸付金特別会計、徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計及び徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の令和五年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、旧条例別表の徳島県農業改良資金貸付金特別会計、徳島県林業改善資金貸付金特別会計及び徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計に属する権利義務は改正後の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計に、旧条例別表の徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計に属する権利義務は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。